

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和5年11月30日付け公文書部分開示決定処分（尼マナ第381号。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が令和6年3月21日付けで提起した審査請求（令和5年度審査請求第13号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和5年10月16日、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号。以下「条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、同日付けの公文書開示請求書を提出して、尼崎市危機管理安全局危機管理安全部マナー向上推進担当（課）が保有する文書でたばこに関する問い合わせ・意見等記録簿（令和5年7月24日付け尼健第189号による部分開示決定で開示対象とされた文書に記載された最後の情報（7月7日）より後のもの。以下「本件開示請求文書」という。）の開示を請求した。
- 2 処分庁は、本件開示請求文書として、「令和5年度たばこに関する問い合わせ・意見等記録簿（令和5年4月1日から令和6年3月31日）」のうち令和5年7月12日から同年11月16日までの部分（「No.33」から「No.88」まで。以下「本件対象部分」という。）を特定した。
- 3 処分庁は、本件対象部分に記載されている情報のうち、尼崎市の一般職の職員の氏名並びに連絡者等の氏名、住所及び連絡先については条例第7条第2号に掲げる情報に、たばこに関する問い合わせ・意見等又はその対応において取り上げられた法人等の名称等については同条第3号アに掲げる情報に該当するとして、これらの情報が記載されている部分を除いた部分を開示する旨の本件処分を行い、その旨を公文書部分

開示決定通知書（令和5年11月30日付け尼マナ第381号）により審査請求人に通知した。

- 4 審査請求人は、令和6年3月21日、本件処分において不開示とされた部分のうち、本件対象部分における「No.47（8月2日）」の「内容」及び「対応内容」の欄に記載されている法人等の情報（以下「本件不開示部分」という。）の公開を求めて本件審査請求を行った。
- 5 処分庁は、令和6年7月3日、本件対象部分における「No.47（8月2日）」に記載された法人等の名称等は、条例第7条第3号アに掲げる情報に該当しないとして、当該名称等が記載された部分（本件不開示部分）を開示する旨の決定を行い、その旨を公文書部分開示変更決定通知書（同日付け尼保健第573号）により審査請求人に通知した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件不開示部分には、条例第7条第3号アに該当する情報が含まれていないことから、本件開示請求文書のうち本件不開示部分を不開示とした本件処分は違法である。

2 処分庁の主張

処分庁は、前記事案の概要第5項に記載のとおり、本件不開示部分について開示したことから、本件審査請求において審査請求人に不服がある部分（本件不開示部分）は全て開示されることとなった。

したがって、審査請求人は、現時点においては、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有していないことから、本件審査請求は、不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

理 由

1 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき処分の取消しを求める審査請求は、処分の取消しを求める者がその処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有している必要がある。

本件では、審査請求人が開示を求めた部分について、令和6年7月3日、処分庁が開示する旨の決定を行ったことから、本件審査請求において審査請求人に不服がある部分（本件不開示部分）は全て開示されることとなった。

したがって、現時点においては、審査請求人は、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有していないといわざるを得ない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、主文のとおり裁決する。

令和7年4月22日

審査庁 尼崎市長 松本 眞